

北上市告示甲第43号

北上市私立幼稚園給食費給付事業実施要綱（令和元年北上市告示甲第18号）の一部を次のように改正し、令和8年度分の給付金から適用する。

令和8年5月26日

北上市長 八重樫 浩 文

改正前										改正後											
（給付金の額）										（補助金の額）											
第5 給付金の額は、子ども1人当たり月額 <u>4,900円</u> を限度とする。										第5 給付金の額は、子ども1人当たり月額 <u>5,100円</u> を限度とする。											
様式第3号（第10関係）										様式第3号（第10関係）											
[略]										[略]											
徴収月	月分			月分			月分			左記 cの 合計	徴収月	月分			月分			月分			左記 cの 合計
園児名	給食費 a	aのうち副食費 b	bの免除（減免）実績額と4,900円を比較し、少ない額 c	給食費 a	aのうち副食費 b	bの免除（減免）実績額と4,900円を比較し、少ない額 c	給食費 a	aのうち副食費 b	bの免除（減免）実績額と4,900円を比較し、少ない額 c		園児名	給食費 a	aのうち副食費 b	bの免除（減免）実績額と5,100円を比較し、少ない額 c	給食費 a	aのうち副食費 b	bの免除（減免）実績額と5,100円を比較し、少ない額 c	給食費 a	aのうち副食費 b	bの免除（減免）実績額と5,100円を比較し、少ない額 c	
[略]										[略]											
[略]										[略]											
備考 改正部分は、下線の部分である。																					